

補正情報

2024年5月9日

民法ブラッシュアップ向け肢別過去問集に誤りがありました。つきましては、下記の通り訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

記

P37 第3節 地役権 問8の解説

修正前

- 8 地役権は、ある土地の便益のために他人の土地から役務を提供してもらう権利であり、**地役権者は、設定行為で定めた目的に従い、承役地（役務を提供する土地）を要役地（役務を提供してもらう土地）の便益に供する権利を有する。**

修正後

- 8 地役権は、ある土地の便益のために他人の土地から役務を提供してもらう権利であり、**地役権者は、設定行為で定めた目的に従い、承役地（役務を提供する土地）を要役地（役務を提供してもらう土地）の便益に供する権利を有する。**

タキザワ宅建予備校
講師 瀧澤 宏之